

令和 3 年 2 月 26 日

新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に関する
地方自治体へのヒアリング結果等について（回答）

内閣官房

新型コロナウイルスワクチンの接種に対する国民の関心は非常に高く、全ての希望する方々に迅速かつ確実にワクチンをお届けすることは、現在最も重要な課題となっています。

これは、これまで経験したことのないプロジェクトであり、政府一体となって対応するとともに、地方自治体と緊密に連携しながら、国を挙げて準備に取り組む必要があります。

このたび、ワクチン接種の円滑な実施に向けて地方自治体から聞き取っていただいた内容について、「新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に関する地方自治体へのヒアリング結果等について」を取りまとめたいただき、心から感謝申し上げます。

今後とも、地方自治体と真摯な対話を続け、ワクチン接種の円滑な実施に向けて、地方自治体と緊密に連携して取り組んでいきたいと考えております。

引き続き、参議院自由民主党のご指導をお願い申し上げます。

1 ワクチン接種に対する信頼性の確保のために、ワクチンの有効性・安全性やワクチン接種の意義、アレルギー等の禁忌事項はもちろんのこと、副反応についても速やかに情報を全てフルオープンにし、インターネットを利用しない国民、インターネットで情報を入手する国民、どちらにも届くように、しっかりと広報すること。

自治体でのワクチン接種に向けた医師や看護師の配置計画、会場の設置などあらゆる準備作業の前提となる十分なワクチンの確保に関する情報や、どのワクチンがどの時期に、どれくらい供給されるのかといったワクチンの供給スケジュールを一日も早く提示すること。

また、ワクチン接種を実施する地方自治体への情報提供が、報道機関よりも遅くなることで、住民対応で混乱することがないように、さらにはワクチン接種については安全性の確保がなによりも重要であることから、接種率を争うような報道につながる情報提供を避けるよう、留意すること。

さらに、副反応の心配も含めた専用のコールセンターや窓口を早急に設置し、国民への周知徹底を図ること。

(回答)

ワクチン接種については、国民の皆様が自らの判断で接種いただけるよう、政府において、安全性と有効性をしっかりと確認し、副反応や効果を含め、科学的知見に基づいたワクチンに関する正しい情報を、丁寧にお伝えすることが重要であると考えております。

このため、国民向けの情報発信を強化するため、ワクチンに関する情報については、首相官邸の特設ホームページや首相官邸ツイッターの専用アカウントにおいて情報発信をするとともに、コロナワクチンに関するフリーダイヤルのコールセンターを設置しており

ます。

また、先週末にも、副反応疑いの事例を速やかに公表し、情報公開に裏打ちされた信頼感の醸成に取り組んでおります。

今後、テレビCMや新聞といった媒体の活用も検討し、多くの国民の皆様にも正確な情報を提供できるように努めてまいります。

ワクチン供給のスケジュールについては、製薬企業からの供給量が確定せず、申し訳なく思っておりますが、決まり次第、地方自治体に対して速やかにお伝えしていきます。

例えば、2月19日には、

- ・2月24日までに各都道府県から医療従事者用のワクチンの配送先を報告していただき、来週からワクチンをお届けする予定であること

2月24日には、

- ・先行接種以外の医療従事者への優先接種については、3月1日の週から順次1,000箱のワクチンを届けること
- ・高齢者に対する優先接種を4月12日から実施していくこと
- ・高齢者に対する接種を円滑に行うために、まずは数量を限定して全国で実施していき、発送、システム、会場運営等の段取りを丁寧に確認しながら拡げていくこと
- ・ワクチンの供給量の見通しについては、ファイザー社の第3便450箱が3月1日に到着予定であること
- ・これを含めて3月中に2,000箱余りの供給を見込んでおり、4月以降、ファイザー社の生産力に応じて供給量が増加していくことを見込んでいること

そして2月26日には、

- ・3月中のワクチンの供給は、3月1日の450箱到着予定に続き、欧州での承認を前提に、その後も毎週供給が継続し、3月末ま

でに 2,275 箱が供給される見込みであること

- ・医療従事者等の優先接種のワクチンは、3月1日の週から2週にわたって計1,000箱を1回目接種分として配送し、その3週間後の3月22日の週から2回目分としてさらに1,000箱を配送すること
- ・同じ3月22日の週から新たな1回目分400箱を配送し、以後も3週間ごとに配送すること
- ・5月上旬からワクチンの供給量の増加が見込まれ、欧州の承認が想定通りに進むことを前提に、6月末までに、65歳以上の高齢者全員に2回接種する分のワクチン配送が完了する見込みであること

などをお伝えしております。

引き続き、地方自治体と緊密に連携して、しっかりと取り組んでまいります。

2 ワクチン接種の経費については、国が全額、措置すべきと考えるが、ワクチン自体の経費だけではなく、希釈用のシリンジや注射針、アルコール、接種会場借上及び設営経費等、高齢者等の会場送迎経費、副反応発生時に必要な緊急医療品の準備経費のほか、ディープフリーザ設置工事や停電時対応などを含めたワクチン保管や輸送に要する経費、接種開始までの準備を含めた事務スタッフの時間外勤務手当など、すべての経費について自治体の負担を生じさせないこと。

仮に生じる場合には、どのような経費が補助対象外となるのか明確に示し、都道府県や市区町村が憂いなく準備に邁進できる環境づくりを行うこと。

(回答)

今回のワクチン接種は、国が主導的な役割を果たし、都道府県の協力により、市町村において実施するものであります。

このため、地域の実情を反映して合理的に必要と考えられるワクチン接種の費用については、国が全額負担することとしており、2月1日に発出した通知において、各自治体に対して、ワクチン接種体制確保事業費補助金の上限額（当該上限額は、最長でも本年9月末までの所要経費を賄うもの）をほぼ倍増する旨をお示ししました。

また、同通知において、当該補助金の対象となる経費として、例えば、自治体の体制確保、会場借り上げ、会場設営・撤去費、被接種者の送迎、接種者の交通費実費、接種体制の構築のために必要となる医療機関や医療従事者に対する支援に要する経費、などを例として明確に示すとともに、接種事務に従事する職員の超勤手当の対象範囲もお示しすることとしました。個別の照会事項については、厚生労働省が都度Q&Aを作成して、真摯なお答えに努めているところであります。

さらに、厚生労働省等に自治体サポートチームを設置し、地方自治体から応援職員を派遣して頂いて、なお、一層の意思疎通や協力体制の強化に取り組んでいます。

このようなことを通じて、各地方自治体の負担に最大限配慮して万全の態勢が確保できるよう、地方自治体と緊密に連携して、しっかりと取り組んでまいります。

3 集落が分散している場合などのサテライト型接種施設の増設など接種会場の設定上限の基準緩和、市区町村外のかかりつけ医など住所地外での接種などの接種ルートの柔軟化、ワクチンの無駄・廃棄を避けるための優先接種対象者以外への接種について現場の判断を尊重するなど、地域の条件等を配慮した弾力化について認めることを明確に、それぞれの市区町村の実態に応じた効率的な接種を実現する環境整備を進めること。

(回答)

ワクチンの接種体制については、地方自治体の置かれている状況が様々であることから、地域の条件等に配慮した対応が必要であると考えており、例えば、

- ・人口が少ない等の理由があり、ワクチンの配分を受けることが困難なサテライト型施設が、都道府県が認めた場合において、他市町村の基本型接種施設からワクチンの移送を受けること
- ・ワクチンの管理の観点から、専任の担当者を配置して管理を厳格に行う場合において、1箇所の基本型接種施設に対するサテライト型接種施設の箇所数を地域の実情に応じて定めること
- ・基礎疾患を持つものが主治医の下で接種する場合において、接種を受ける際に医師に申告を行うことにより、接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うことなく住所地外接種を行うこと

などの対応を行うことを可能としております。

また、これまで差支えないこととしている高齢者の人口が概ね500人程度未満の離島や市町村と同様に、総人口が概ね1千人程度未満の離島や市町村においても、当該地域に、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず柔軟に接種を行うこと

を可能とすることを明確化しております。

引き続き、それぞれの地方自治体の実態に応じた効率的な接種を実現する環境整備に取り組んでまいります。

4 予約等の接種管理に係るシステムについては、地域の実態に応じて自治体が構築したシステムを最大限尊重し、国においては自治体にシステム改修等の作業面・財政面で極力、新たな負担が生じることがないようにすること。

(回答)

今回の新型コロナワクチンの接種は、これまでの予防接種等と違い、最大約1億人の国民の皆様が、短期間のうちに2回の接種を行うため、接種状況等を逐次把握することは容易ではなく、自らの接種に関する多くのお問い合わせも予想されます。

一方、従来通りの方法である、予防接種台帳では、接種記録が反映されるまでに2か月から3か月程度要することもあるため、個人単位の接種状況等を、マイナンバーを活用して、地方自治体において逐次把握する「ワクチン接種記録システム」の構築に取り組んでおります。

これにより、例えば、1回目を接種した方が引越しをし、2回目の接種を1回目とは別の地方自治体で接種する場合や、接種券を紛失してしまった場合などに、迅速に、また効率的に、適切な対応をとることが可能になると考えています。また、先日も大きな地震がありました。自然災害等で地方自治体が管理していた接種記録が消失した場合のバックアップにも役立ちます。

地方自治体や医療機関において入力の手間がかかりますが、その後の問い合わせ対応に効率的かつ迅速に対応できることや、住民へきめ細かいサービスができることを考えると、全体として負担は減らせると考えています。

なお、接種記録の入力作業については、例えば、タブレット等のカメラによるバーコードやOCRラインの18桁の数字の機械読み取りによる入力を可能とするなど、医療機関や地方自治体の方々な

どの作業負担をできる限り軽減してまいります。

また、マイナンバーを利用する点については、あくまでマイナンバーは引っ越し等に対応できるようシステムの連携に使うものであり、接種会場で個人に確認することなどはありません。また、個人の接種記録は各地方公共団体が管理し、国として個人の接種状況等の情報を直接取り扱うことはありませんし、個人情報保護に関する法令に則って適正に管理されます。

このような「ワクチン接種記録システム」の仕組み等については、政府CIOポータルにおいて関連する情報を迅速に掲載するとともに、地方自治体との情報システム担当等の職員の方々と意見交換させて頂いております。

大臣と地方3団体の長のレベルでも意見交換させて頂いておりますが、引き続き、自治体等と意見交換を行いながら、現場の実務を踏まえたシステムとなるよう検討してまいります。

現在、高齢者へのワクチンの接種開始に間に合わせることを目指して準備を進めています。こうした仕組みも通じ、円滑に接種が進められるよう取り組んでまいります。

5 なお、政府においては、ワクチン接種の現場である市区町村等から聞き取った声の一つ一つに真摯に耳を傾けていただき、自治体に寄り添った説明会の開催、都道府県・市町村向けの専門的相談窓口の設置・充実等の体制整備を進めるとともに、自治体向けのワクチン予防接種実施に関する手引きやQ&Aなどへの反映、自治体等を財政面で支援するための予算の一層の充実執行等に努めていただきたい。

(回答)

今回のワクチン接種は、国が主導的な役割を果たし、都道府県の協力により、市町村において実施するものであります。

ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体と緊密に連携することが重要であると考えており、例えば、都道府県向けの説明会と3回の地方自治体向け説明会など、定期的に説明会を開催するとともに、地方自治体向け手引きをこれまで3度改訂し、直近では2月16日にお示ししております。

また、個別の照会事項については、厚生労働省が都度Q&Aを作成して、真摯なお答えに努めているとともに、厚生労働省等に自治体サポートチームを設置し、地方自治体から応援職員を派遣して頂いて、なお、一層の意思疎通や協力体制の強化に取り組んでおります。

さらに、ワクチン接種を実施する地方自治体を財政的に支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付しているほか、ワクチン接種体制確保事業を実施するために必要な費用については、予備費及び第3次補正予算による対応により、財政措置を講じてきました。具体的には、地域の実情を反映して合理的に必要と考えられるワクチン接種の費用については、国が全額負担することとしており、2月1日に発出した通知において、各自治体

に対して、ワクチン接種体制確保事業の補助金の上限額をほぼ倍増する旨をお示ししました。

引き続き、地方自治体と緊密に連携して、必要なサポートを行ってまいります。